

鳥羽駅周辺エリア再生ビジョン策定業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 目的

2040年人口1万人になることが推計される本市にとって、持続可能な地域社会の構築に向けた取り組みは、喫緊の課題となっている。

特に、地域経済活性化において鳥羽駅周辺エリアは、非常に重要なエリアでありながら、そのポテンシャルを生かしきれてない現況にある。

本市は、多様な主体による様々な取り組みとの連携・協働を通じ、鳥羽駅周辺エリアを更なる魅力・価値であふれる場とするため、エリアの将来像（ビジョン）を各主体と構築するとともに、広く市民とビジョンを共有し、その実現に向けた取り組みを着実なものとすることを目的として、本業務を実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

鳥羽駅周辺エリア再生ビジョン策定業務委託

(2) 業務内容

別紙『鳥羽駅周辺エリア再生ビジョン策定業務委託仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおりに

(3) 履行期間

契約日から令和8年3月31日まで

(4) 提案額

令和6年度 9,504,000円以内

令和7年度 13,915,000円以内とする。

（各年度とも消費税及び地方消費税を含む。）

3 スケジュール

本プロポーザルに関するスケジュールは次のとおりとする。

内容	日程
公告	令和6年4月16日（火）
プロポーザル参加表明書提出期限	令和6年5月2日（木）17時まで
質問受付期限	令和6年5月9日（木）17時まで
質問回答日	令和6年5月13日（月）
提案書等提出期限	令和6年5月22日（木）17時まで
プレゼンテーション・ヒアリング審査	令和6年5月30日（木）

審査結果通知	令和6年6月3日（月）
契約締結	令和6年6月17日（月）

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる条件をすべて満たしている者とする。

- (1) 以下のいずれかに該当する者であること。
 - ア 鳥羽市入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - イ 参加表明書の提出時に、法人等の定款、経営状況を証明する書類その他の市長が指定する書類を提出し、審査の結果、本プロポーザルの参加が適当であると市長が認めた者であること。（※別紙2参照）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当しないこと。
- (3) 市から指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続き開始の申し立てを行っていないこと。
- (5) 法人等又はその役員等（法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者を、法人以外の団体である場合には、その団体の代表者又は役員をいう。以下同じ。）が次に掲げる全ての要件を満たすものであること。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその利益となる活動を行う法人等でないこと。
 - イ 暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある法人等でないこと。
 - ウ 法人等でその役員の中に暴力団の構成員等となっている者がいないこと。
 - エ 法人等でその役員等の中に暴力団又は暴力団関係者を経営に実質的に関与させ、不正に財産上の利益を得るために利用し、又は暴力団関係者に対して金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に与えている者がいないこと。
- (6) 委託事業に関するノウハウを有し、かつ当該業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (7) その他別紙仕様書記載のとおり対応可能であること。

5 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア プロポーザル参加表明書（別紙１）・・・１部
- イ 法人等概要書（別紙２）
- ウ 業務実績調書（別紙３）

※仕様書に記載の業務内容に関連のある業務実績について記載すること。実績がない場合は提出不要。

(2) 提出期限及び提出方法

令和６年５月２日(木)17時まで（必着）、持参又は郵送

6 質問等について

本案件に関する質問等の取り扱いは、次のとおりとする。

なお、軽微な質問事項（実施要領や仕様書の記載内容の確認等）については、その都度回答することがある。

(1) 質問の方法

- ア 質問書（別紙４）に質問事項を簡潔に記載し、電子メールにて提出すること。
- イ 送信時には、必ず質問書を送信した旨を電話連絡すること。
- ウ 口頭による質問は受け付けないこと。
- エ 質問書の提出は、参加申込前であっても差し支えないこと。

(2) 質問受付期限

令和６年５月９日（木）17時まで（必着）

(3) 回答方法

質問書を受け付けた日の事務局は質問事項を取りまとめ、電子メールにより全参加表明者へ回答する。なお質問書のその際、社名等の公表はしない。

(4) 質問回答日

令和６年５月13日（月）最終

(5) 提案の辞退

参加表明書を提出した後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退表明書（別紙５）を提出すること。

7 提案書等

提案書については、次とおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 提案書（任意様式）・・・８部
- イ 参考見積書（任意様式）・・・１部

※ 参考見積書には、見積金額の内訳（人件費、管理費等）を記載した明細書を添付すること。

(2) 提出期限及び提出方法

令和６年５月22日(木)17時まで（必着）、持参又は郵送

8 選考に関する事項

(1) プレゼンテーション及びヒアリング審査

「鳥羽駅周辺エリア再生ビジョン策定業務委託プロポーザル審査委員会」委員へのプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。なお、プレゼンテーション・ヒアリングの時間及び場所等については別途連絡するものとする。

ア プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施方法

審査の順番については、市が指定することとし、各提案者の持ち時間は 50 分以内（プレゼンテーション 20 分以内、ヒアリング 20 分以内）を予定。なお、プレゼンテーションの出席者は 3 名以内とすること。

イ プレゼンテーションにおける提案方法

提出された提案書をもとに説明すること。なお、提案書に関する補足説明資料の配布は認めるが、提案書に記載がない事項に関する新たな追加提案は、原則として認めないものとする。

ウ 大型モニター等を使用したプレゼンテーション実施

大型モニター等を使用したプレゼンテーションの実施を認めるものとする。
この場合、データの再生に必要なパソコン及び HDMI ケーブルは、提案者が持参するものとする。（なお、大型モニター内蔵 OS を利用する場合におけるデータ種類は、PDF ファイルに限る。）

エ 評価及び選考結果等について

事業者が当該委託業務を十分に遂行できるかを提案書、プレゼンテーション及びヒアリング結果を基に評価する。評価項目の詳細は別紙 6 のとおりとする。

また、選考結果については、評価後、すべての事業者に文書で通知するものとする。

(2) 予備選考

参加表明者が 4 者を超える場合は、事務局において、参加表明書、提案書をもとに予備選考を行い、プレゼンテーション・ヒアリング審査を行う者を 4 者選考する。

9 その他注意事項

(1) 参加申込者は、5 の(1)に記載する書類の提出をもってこの実施要領の記載内容を承諾したものとする。

(2) 提出した提案書等は、提出期限内に限り補正することができる。ただし、提出期限後は変更することができないものとし、また、その理由如何にかかわらず提出書類の返却はしない。

(3) 提案した内容は、実現を約束したものとする。

(4) 参加に関して必要な費用は、すべて参加表明者の負担とする。

(5) 提出された 7 (1) アの書類に関する著作権は、参加表明者に帰属する。

ただし、採用となった書類の著作権は、市に帰属することとする。

なお、採用・不採用にかかわらず、市は本プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、書類を無償で利用できることとする。

(6) 本プロポーザルにて、市が提供した資料等は、市の許可無しに公表、転載及び引用することはできない。

(7) 提出された書類は原則として公開しない。ただし、本プロポーザル選定に係る情報開示請求があった場合には、鳥羽市情報公開条例（平成 12 年条例第 27 号）に基づき、公開することがある。なお、事業者選定期間中は、開示の対象としない。

10 提出、問い合わせ先

事務局：鳥羽市企画財政課企画経営室

住 所：〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽三丁目 1 番 1 号

電 話：0599-25-1101

E-mail：kikakukeiei@city.toba.lg.jp

担 当：村田